

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	入札説明書	5	3						落札者の決定及び公表が12月下旬で仮契約締結が1月となっておりますが、SPCの設立には1カ月程度かかります。年末年始を挟むため、1月中の仮事業契約締結はかなり難しい日程かと思えます。基本協定書第6条には「…平成28年3月をめどとして、静岡市議会への事業契約に係る議案提出までに、甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。」となっておりますが、落札者決定の前倒し又は仮事業契約締結期限の延長を検討いただけないでしょうか。	当該期間を延長できるように努力していきます。
2	入札説明書	5	3						落札者の決定、基本協定の締結が12月下旬、仮事業契約が1月とありますが、年末年始を考慮すると、実質三週間程度となり、SPCの定款認証、資本金払込、設立登記等を考えるとかなり厳しいと思われますので、落札者の決定を早めていただくか、仮事業契約を遅くしていただくことは可能でしょうか。	当該期間を延長できるように努力していきます。
3	入札説明書	9	4	1	6				静岡市内にSPCを設立することとありますが、SPCの所在地を本件施設とすることは可能でしょうか。	不可です。
4	入札説明書	14	4	3	11				提案書（様式4-1から様式8-13）は、まとめて1つのA4ファイルに綴じて提出でよろしいでしょうか。それとも、図面集（様式8）は、A3の別ファイル綴じでの提出でしょうか。また、提案書を綴じるファイルの表紙・背表紙に指定の表記が必要でしたらご教示ください。	提案書はまとめてA4ファイルに綴じて提出してください。ただし、図面集はA3別冊としてください。表紙・背表紙の指定はありません。
5	入札説明書	16	5	3					ヒアリングの実施について、詳細を事前に代表企業へ通知するとありますが、いつ頃の実施を予定されているか、目安をご教授ください。	11月頃を予定しています。
6	入札説明書	17	6	1	1				1) 所在地において門屋199番地他7筆とあります。敷地北側にある暗渠の用地はこの筆数に含んでおりますでしょうか。地目はどの様になっておりますでしょうか。	暗渠は199番の筆のなかに在ります。
7	入札説明書	17	6	1	1				上記の計画地に存在する筆の地目について、河川や道は含んでいないとしてよろしいでしょうか。もし含んでいる場合は、地目の変更等の登記手続きが必要となるのでしょうか。	敷地の東側の一部が水路によって隔たれておりますが、本事業用地の8筆は全て宅地であり、地目の変更や用途廃止等の手続きは必要ありません。
8	入札説明書	17	6	1	1				上記質問での登記が必要な場合、具体的な手続き内容をお示しくください。また、開発許可申請が必要となるのでしょうか。	No. 7の回答を参照ください。
9	入札説明書	17	6	1	1				3) 隣接道路は敷地東側の県道だけでしょうか。西側の道路は隣接していないのでしょうか。	西側の道路との間には水路があります。
10	入札説明書	17	6	1	2				この項目に記載された以外の設計提案する上で、隠された留意すべき事項はないとして、よろしいでしょうか。	主要な事項を記載しているのみで留意すべき事項がないかの判断はしかねます。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
11	入札説明書	17	6	1	2				「下水道は整備されていないため、合併処理浄化槽の整備が必要である。」とあります。放流可能先とその放流可能容量をお示しください。放流先の容量に制限があると提案時に放流用貯留水槽を見込む必要がある為、お願いします。	放流先は農業用水路です。放流可能容量については、河川課と協議してください。
12	入札説明書	17	6	1	2				上記質問で、容量の制限があるとしても、原則既存施設の放流先と接続管径を守れば、放流量に際し関係部署と再調整する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	河川課と協議してください。
13	入札説明書	18	6	3					市への所有権移転時期については事業者の提案によるものとなっていますが、施設完成後・開業準備業務開始前に引渡しを行うという想定でよろしいでしょうか。	施設の引渡しの前に開業準備業務を開始することは可能です。
14	入札説明書	18	6	3					施設の引渡し時期は提案によるものとされていますが、施設の引渡しは施設竣工後、開業準備業務開始前と理解してよろしいでしょうか。	No. 13の回答を参照ください。
15	入札説明書	18	6	4	1	1			事業者の金融コスト低減及びVFMの拡大に資すると思われるため、設計・建設業務の対価支払に関して、概算払い（前払金）を実施していただくことは可能でしょうか。	不可です。
16	入札説明書	18	6	4	1	1			解体費用に関して、23頁 5 の支払手続きでは「当該費用」の支払と記載されていますが、これは107,700千円（税込）を上限とした範囲内での実費精算ということでしょうか。また、解体費用が107,700千円を上回る場合はその分も含めて支払い頂くことは可能でしょうか。	ご質問の「当該費用」とは解体撤去に伴う一時支払い金のことであり、107,700千円を上限としてご提案に基づいて契約時に確定します。ご提案の解体費用が107,700千円を上回る場合は、その分を割賦払いの元本に組み込んでください。
17	入札説明書	18	6	4	1	1			解体撤去に係る一時支払金は107,700千円を上限とありますが、解体撤去の見積額が107,700千円以下で上限に達しない場合は、見積額による請求となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	18	6	4	1	1			一時支払い金については税込（8%）の金額が掲載されておりますが、仮に消費税率が10%になった場合、一時支払い金額は変動するのでしょうか。（下記、例1・例2のどちらの取扱いとなるのでしょうか） <例1> 解体撤去 107,700千円（8%税込）÷1.08×1.1=約109,694千円（10%税込） 建物引渡 721,000千円（8%税込）÷1.08×1.1=約734,351千円（10%税込） <例2> 解体撤去 107,700千円（8%税込）→107,700千円（10%税込）（税抜額107,700÷1.1=約97,909千円） 建物引渡 721,000千円（8%税込）→721,000千円（10%税込）（税抜額721,000÷1.1=約655,454千円）	10%の消費税率が適用される場合は、例1のとおりです。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
19	入札説明書	18	6	4	1	1			建物引渡に係る一時支払い金は、消費税込で721,000千円とありますが、消費税抜の場合、667,592,593円になるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	18	6	4	1	1			解体費用の一時金の支払いはいつになります。	既存施設解体撤去等業務の完了を確認でき次第となります。
21	入札説明書	19	6	4	1	2			施設引渡日は開業準備期間を鑑みると平成30年2月末頃になると考えますが、この場合、施設は貴市に引き渡されていることから、引渡日（平成30年2月末）から供用開始日（平成30年4月1日）までの割賦金利をお支払い頂けないでしょうか。	支払うことは可能です。
22	入札説明書	19							「割賦料は、平成30年度第1四半期分（平成30年4月1日～6月30日）を初回として支払うものとする。」とありますが、引渡日が平成30年4月1日より前であった場合も、割賦料の利息計算期間は平成30年4月1日が始期となるということでしょうか。	No. 21の回答を参照ください。
23	入札説明書	19	6	4	1	2			入札に使用する基準金利（平成27年10月1日付）は、市から公表いただけるのでしょうか。	市から公表します。
24	入札説明書	19	6	4	1	2			提案時に使用する基準金利（平成27年10月1日の15年物TRS）は公表していただけるのでしょうか。	市から公表します。
25	入札説明書	19	6	4	1	2			元本の金額に消費税を含めて割賦料を算出する理由についてご教示ください。 本事業のように元本の金額に消費税を含めて割賦料を算出する場合、PFI事業の一般的なケース（下記※参照）と比較して、維持管理・運営期間を通じた割賦利息の総額が増加（入札金額も増加）することになります。入札金額を削減する（VFMの向上を図る）観点から、元利均等返済の算式を修正していただけないでしょうか。 ※割賦料は税抜で算出し、四半期毎に支払われる割賦元金相当額に消費税が上乘せされるケースが一般的であり、当該ケースにおいても、事業契約締結時の消費税率が維持管理・運営期間を通じて適用される（維持管理・運営期間を通じた消費税総額は変わらない）と認識しております。	元本に消費税は含めません。※以下のご理解のとおりです。
26	入札説明書	19	6	4	1)	2			「市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない」との記載があります。 施設引渡し前の消費税変更された場合は、それに応じて施設整備業務相当額が変更されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書	19	6	4	1	2			平成29年4月に消費税は10%となりますので、割賦消費税は平成44年度まで10%で計算し、上昇した場合は、事業者リスクとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札価格の算定においては消費税は全て8%で計算してください。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
28	入札説明書	19	6	4	1	3			委託料は、「60回の平準化（食器・食缶の更新等を除く。）した支払い」とありますが、食器・食缶更新業務に係る対価は、どのように支払われるのかご教示ください。（食器・食缶の更新等が発生する四半期の固定料金に加算してよろしいでしょうか。）	更新時に支払います。
29	入札説明書	19	6	4	1	3			委託料は60回の平準化（食器・食缶の更新費を除く。）した支払いとありますが、食器・食缶は更新時の支払いとなるのでしょうか。	更新時に支払います。
30	入札説明書	21	6	4	5				事業者（SPC）がここに記載のある保険を付保すると読み取れるのですが、構成員や協力企業が独自に保険を付保することは禁止されているのでしょうか。	禁止はしていません。
31	入札説明書	21	6	4	5				未記載の保険の付保は提案によるとのことですが、その場合も、事業者（SPC）が付保しなければならないのでしょうか。	提案に委ねます。
32	入札説明書	23		3	2				「施設整備に係る交付金が市に支給される場合」という記載がありますが、これは施設整備に係るサービス対価の一部として支払が予定されている一時支払い金とは別に市から事業者へ支払いがなされる一時払い金が生じる可能性があるということでしょうか。	市から事業者へ支払う一時支払い金の額は、交付金の支給の有無や多少によって変わることはありません。
33	入札説明書	23	7	3	2)				施設整備に係る交付金が市に支給される場合とありますが、本件事業において何らかの交付金が支給される見込みがあるのであれば、その内容をご教示ください。	学校施設環境改善交付金を見込んでいます。
34	入札説明書	24		5	2 3				割賦料と委託料の市宛請求書は別々に提出するという理解でよろしいでしょうか。（この場合、市から事業者への支払いも別々になされると考えてよろしいでしょうか）	ご理解のとおりです。
35	入札説明書	25	8	1	4				「SPCの事由により事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる」とありますが、違約金の金額を具体的にご教授願います。また、違約金の支払いは、SPCに請求されるものとの理解でよろしいでしょうか。	金額は状況によります。請求先はご理解のとおりです。
36	入札説明書	25	8	1	4				市議会の議決が得られなかった理由が、市またはSPCにある場合は、お互いに損害賠償を請求できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	入札説明書	25	8	2					「施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10以上を納付又はその他の方法による保証を付さなければならない。」とありますが、サービス対価相当額に消費税も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。